

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	鹿角市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kazuno.akita.jp/gyosei/index.html

執行機関名 鹿角市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿角市就学援助実施要綱(平成26年鹿角市教育委員会訓令第9号)による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿角市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年鹿角市条例第32号)別表第1 第3の項 鹿角市就学援助実施要綱(平成26年鹿角市教育委員会訓令第9号)による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	鹿角市就学援助実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由</u> により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者(法第16条に規定する保護者又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)に対して行う <u>援助</u> (以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿角市就学援助実施要綱(平成26年鹿角市教育委員会訓令第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	鹿角市就学援助実施要綱第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	鹿角市就学援助実施要綱による就学援助の申請に係る事実の審査及び認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	鹿角市就学援助実施要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る就学援助の支給を受けようとする者又は申請者と生計を同じくする世帯に属する者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		